

いわゆる「予約型」債権譲渡担保の対抗要件ならび  
に対抗要件否認に関する一試論：  
最高裁平成13年11月27日第三小法廷判決を手がかり  
として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡邊, 拓 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008843">https://doi.org/10.14945/00008843</a>

いわゆる「予約型」債権譲渡担保の對抗要件

ならびに對抗要件否認に関する一試論

——最高裁平成一三年一月二七日第三小法廷判決を手がかりとして——

渡 邊 拓

- 一 問題の所在
- 二 最高裁平成一三年一月二七日第三小法廷判決
- 三 平成一三年判決の分析
- 四 いわゆる「予約型」の債権譲渡担保を巡るリスクについて
- 五 まとめ

一 問題の所在

民法は債権譲渡を第三者に対抗する要件として四六七条一項に確定日付ある通知・承諾を定めている。<sup>(1)</sup>しかし、実務において、特に売掛債権を集合債権譲渡担保に取る場合などは、従来、この對抗要件を具備する例は少なかったといわれて  
いわゆる「予約型」債権譲渡担保の對抗要件ならびに對抗要件否認に関する一試論

(2) 其の理由としては、目的債権が大量の場合には手間とコストがかかるということ以外に、譲渡担保設定契約と同時に對抗要件を具備すると、譲渡人の信用不安を惹起するおそれがあるということが言われている。それゆえ、実務では、あらかじめ譲渡人から債権譲渡通知書を徴求しておき、譲渡人の経営が正常な場合にはそのまま譲渡人に債権の取り立てを委ね、譲渡人の経営が危機状態に陥ったときに、通知書を債務者に内容証明郵便で送付し、對抗要件を具備した上で債権を取り立てるといことが行われていた。(3) しかし、この方法を採用すると、第三者に対する二重譲渡、あるいは差押えを受ける危険性があるばかりでなく、破産法七四条、会社更生法八〇条、民事再生法一二九条の對抗要件否認を受けるリスクも存在する。(4)

そこで、実務では、この對抗要件否認のリスクを回避するために、債権譲渡契約は予約にとどめ、譲渡人に一方的な予約完結権を付与し、譲渡人に危機的状況が現れると予約完結権を行使し、同時に對抗要件具備するいわゆる「予約型」、あるいは支払停止等の一定の事由を停止条件として条件が成就すると自動的に本契約が成立し、それと同時に對抗要件を具備するいわゆる「停止条件型」といわれる方法が提唱された。(5) この方法によると、予約の完結時、あるいは停止条件の成就時に債権が移転したことになり、その後間をおかず對抗要件を具備すれば、「権利ノ設定、移転又ハ変更アリタル日ヨリ一五日ヲ経過シタル後」に對抗要件が具備されたという對抗要件否認の要件を満たさないことになる。(6) この予約型と停止条件型は對抗要件否認のリスクを回避する有効な手段として実務に広く受け入れられた。(7)

しかし、他方、予約型、停止条件型の債権譲渡については、債権譲渡予約契約あるいは停止条件付債権譲渡契約時に既に一定の担保権の設定があり、予約完結時あるいは停止条件成就時における對抗要件具備について對抗要件否認が可能であるとの見解も存在し、(8) 下級審においても同旨の判決が近時相次いでいる。(9)

以上のような問題状況の下、最高裁は平成一三年一月二七日に指名債権譲渡の予約契約についての對抗要件具備の可否に関して判断を下した(以下「平成一三年判決」)。以下では平成一三年判決が債権譲渡担保をめぐるこれまでの議論に

いかなる影響を及ぼすのかをみていきたい。

## 二 最高裁判平成一三年一月二七日第三小法廷判決（民集五五卷六号一〇九〇頁）

### 【事実の概要】

訴外会社Aは、昭和五九年七月二日、ゴルフクラブ経営会社Y（被告、上告人）に対して本件預託金を預託し、本件ゴルフ会員権を取得した。訴外会社AとZ銀行（上告補助参加人）とは、同月三日、AがZに対して負担する債務の担保として本件ゴルフクラブ会員権をZに譲渡することを予約し、同債務につきAに不履行があったときは、Zの予約完結の意思表示により本件ゴルフクラブ会員権譲渡の本契約を成立させることができる旨の合意をし、Yは、確定日付のある証書により、本件譲渡予約を承諾した。Zは、平成三年一〇月五日、Aに対し、本件譲渡予約を完結する旨の意思表示をしたが、これによる本件ゴルフクラブ会員権の譲渡について、確定日付のある証書によるYへの通知又はYの承諾はされていない。国X（原告、被上告人）は、平成三年一〇月九日、Aに対する滞納処分として本件ゴルフクラブ会員権を差し押さえ、同日、差押通知書をYに送達した。平成八年六月一日に預託金の返還事由が発生したため、XはYに対して預託金の支払を請求した。

一 審の大阪地裁<sup>(10)</sup>、二審の大阪高裁<sup>(11)</sup>はいずれもXの請求を認容。Y上告。

### 【判旨】

民法四六七条の規定する指名債権譲渡についての債務者以外の第三者に対する對抗要件の制度は、債務者が債権譲渡により債権の帰属に変更が生じた事実を認識することを通じ、これが債務者によって第三者に表示され得るものであること

いわゆる「予約型」債権譲渡担保の對抗要件ならびに對抗要件否認に関する一試論

を根幹として成立しているところ(最高裁昭和四七年(お)第五九六号同四九年三月七日第一小法廷判決・民集二八卷二一  
号一七四頁参照)、指名債権譲渡の予約につき確定日付のある証書により債務者に対する通知又はその承諾がされても、  
債務者は、これによって予約完結権の行使により当該債権の帰属が将来変更される可能性を了知するに止まり、当該債権  
の帰属に変更が生じた事実を認識するものではないから、上記予約の完結による債権譲渡の効力は、当該予約についてさ  
れた上記の通知又は承諾をもって、第三者に対抗することはできないと解すべきである。

これを本件についてみると、本件譲渡予約については確定日付ある証書により上告人の承諾を得たものの、予約完結権  
の行使による債権譲渡について第三者に対する対抗要件を具備していない上告補助参加人は、本件ゴルフクラブ会員権の  
譲受けを被告二人に対抗することはできないといわなければならない。

### 三 平成一三年判決の分析

#### (1) 平成一三年判決の判断枠組

事案からも明らかのように、本件は、Zによる予約完結権行使の意思表示にXの差押えが劣後していたため、少なくとも  
も予約の完結と同時に確定日付ある通知・承諾があればZの債権取得はXの差押えに優先できた事案であった。それゆえ、  
最高裁における判断も、直接的には「予約に対する確定日付ある通知・承諾をもって予約完結後の債権譲渡の対抗要件と  
することができるか」という点についてなされた。いわば、予約について通知・承諾を予約完結後の債権譲渡の対抗要件  
として「流用」できるかが問題となっただけである。

まずその前提問題として指名債権譲渡の予約契約においてどの時点で債権譲渡の効果が発生するのかがという点について  
最高裁は立ち入った検討はしていない。とはいえ、最高裁が理由中において「予約の完結による債権譲渡の効力」と述べ

ているところからすると、「予約時には権利移転の効果は発生せず、予約完結権の行使があつて初めて債権が移転する」という認識が前提としてあると思われる。

その上で最高裁は、四六七条二項の對抗要件についていわゆる債務者のインフォメーションセンター理論に基づき、指名債権譲渡の「予約」契約について、確定日付ある通知・承諾があつても、債務者は将来債権の帰属が変更するという「可能性」を認識するに止まり債権の帰属に変更を生じた「事実」を認識するものではないとした。これは言い換えると、指名債権譲渡の「予約」についての通知・承諾では、そもそも、インフォメーションセンターとしての債務者に債権譲渡の事実があつたという十分な情報を与えることはできないということ、すなわち、債務者は第三者からの問い合わせに対しても確たる回答を与えることができず、債権譲渡の事実を「公示」できないということを意味する。これは結局、債務者はインフォメーションセンターとしては「機能」していないということに他ならない。その後、予約完結権が行使され現実に債権が譲渡されたとしても、既に債務者はインフォメーションセンターとしては機能しておらず債権譲渡の事実も公示されていない以上、「予約」についての通知・承諾では、予約完結後の債権譲渡の對抗要件として「認められない」と最高裁は判断したと言える。ということは、さらにいうと、そもそも予約の時点から債務者はインフォメーションセンターとして機能していない以上、「予約時」における對抗要件具備も不可能であるということになろう。

## (2) 平成一三年判決の意義

平成一三年判決の意義としては、第一に、指名債権譲渡の予約についてのみ確定日付ある証書による通知・承諾としても「無意味である」ということを明らかにした点を挙げることができる。<sup>(13)</sup> そもそも、予約時に具備された債権譲渡の對抗要件の効力に関する判例はこれまでなく、その意味でも予約時の通知・承諾の意味を明らかにした平成一三年判決の意義は大きいと言える。

ただし、予約の完結後に再び対抗要件を備えた場合にはその時点から対抗力を得るということは、すでに最高裁判平成二年四月二一日判決(民集五四卷四号一五六二頁)が「(予約)完結の意思表示がされるまでは、譲渡人は、本件予約の目的となる債権を自ら取り立てたり、これを処分したりすることができ、譲渡人の債権者もこれを差し押さえることができるのであるから」と述べていることから明らかである。<sup>(14)</sup>

それを越えて、予約時と予約完結後に二度にわたり確定日付ある通知・承諾がなされた場合に、あたかも不動産売買予約の仮登記における順位保全効のように、予約時に遡って対抗力を付与される可能性も理論的にはあり得ないわけではない。しかし、「予約」についての通知・承諾という「不完全」な情報では債務者はインフォメーションセンターとしては「機能しない」という前提に立つならば、「予約完結後の再度の通知・承諾」によって債務者の債権譲渡についての情報をいくら完全に追完したとしても、追完時まではそもそもインフォメーションセンターとして機能していなかったのであるから、「予約時」に遡って対抗力が追完されるということもあり得ないということになろう。

以上のことからすると、平成一三年判決からは、「債権譲渡の予約契約において予約時に対第三者対抗要件を具備することはおよそ不可能である」という一般命題を導くことができそうである。

### (3) 平成一三年判決の射程

平成一三年判決は、一般的な指名債権譲渡の予約に関する事案であり、直接の射程はこれに限定されると解される。しかし、インフォメーションセンターとしての債務者に債権の帰属について「不完全な情報」しか与えない「予約」についての通知・承諾では対抗要件として「機能しない」とする平成一三年判決の一般論からするならば、一般的な指名債権譲渡予約に限らず、いわゆる「予約型」の債権譲渡担保、さらには「停止条件型」の場合にも譲渡契約時には債務者に不完全な情報しか与えないという点は同じであり、本件と同様の判断がなされると言えよう。<sup>(15)</sup>

ただし、集合債権譲渡担保契約に関しては、最高裁判平成一三年一月二二日判決（民集五五卷六号一〇五六頁）が「既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されており」、「上記債権譲渡について第三者対抗要件を具備するためには、指名債権譲渡の対抗要件（民法四六七条二項）の方法によることができる」と判示し、集合債権譲渡担保の場合には、確定日付ある通知・承諾によって、既発生、未発生の目的債権は担保設定時に一括して対抗要件を具備できるとしている。<sup>(16)</sup>では、もし仮に、集合債権譲渡担保設定契約が「予約」された場合にはどうなるのであろうか。この場合には、たとえ集合債権譲渡担保の設定契約であっても、平成一三年判決の論理によれば、その「予約」についての通知・承諾では債務者はインフォメーションセンターとして機能し得ない以上、予約時の対第三者対抗要件具備は否定されることとなる。<sup>(17)</sup>この点については次の四(1)において再論する。

#### 四 いわゆる「予約型」の債権譲渡担保を巡るリスクについて

では、次に、平成一三年判決が、これまでの債権譲渡担保に関する実務にどのような影響を及ぼすのかを見てみよう。

##### 債権譲渡を巡るリスク

先述したように、従来から、債権譲渡の実務においては、「信用不安惹起のリスク」、「第三者による対抗のリスク」、「対抗要件否認のリスク」、が存在している。「信用不安惹起のリスク」は、対抗要件具備をできるだけ「遅らせ」ようとする方向に働き、逆に、「第三者による対抗のリスク」は対抗要件具備をできるだけ「早め」ようとする方向に働く。最後の「対抗要件否認のリスク」は、権利移転時から対抗要件具備までの期間を一日以内に「縮め」ようとする方向に働く。債権譲渡の当事者、特に譲受人はこれらのリスクに挟まれいわずトリレンマといえる状況にあった。そして、妥協の

いわゆる「予約型」債権譲渡担保の対抗要件ならびに対抗要件否認に関する一試論

産物として登場したのがいわゆる「予約型」「停止条件型」の債権譲渡担保であったといえる。

以下では、平成一三年判決によって、いわゆる予約型の債権譲渡担保の場合にこれらのリスクがどのように変化するかを見てみよう。

(1) 第三者による対抗のリスク

予約型の場合には、従来、予約時には通知を留保した形で譲渡を行い、予約完結時に通知・承諾を行えば、少なくとも「信用不安惹起のリスク」と「対抗要件否認のリスク」は回避できるが、<sup>(18)</sup>「第三者による対抗のリスク」は回避し得ないと実務では考えられてきた。<sup>(19)</sup>しかし、先述したように、近時、予約型の債権譲渡担保について対抗要件否認を肯定する理論的前提として、予約時にすでに一定の担保権の設定あるいは権利の変動があると考えられる見解が有力になりつつある。<sup>(20)</sup>次に見るように下級審判決においても「停止条件型」に関する事案ではあるが同様の結論を採るものが見られる。<sup>(21)</sup>

○ 大阪高裁平成一〇年七月三十一日判決(金判一〇五〇号三頁)<sup>(22)</sup>

【事実関係】 平成六年三月二十九日にAはYとの間でAがB、Cに対して有する一切の代金債権を譲渡する契約を締結した。譲渡の効力は支払停止等の一定の事由が発生したときに生じる旨の約定が付されていた。Aは平成九年六月二日に手形の不渡りを出し同月三日自己破産の申し立てを行った。同月一八日にAに対して破産宣告がなされXが破産管財人に選任された。Yは平成九年六月三日と、同月一六日にB、Cに対して確定日付ある通知を行い対抗要件を具備した。XはYの対抗要件具備を否認した。

【判旨】 大阪高裁は、本件債権譲渡は単なる停止条件付債権譲渡ではなく、契約締結時点で担保権は発生しているが、条件未成就の間は担保権の実行が制限されている集合債権譲渡の担保設定契約であり、担保設定時に債務者に包括的な通

知を発することで対抗要件を具備できるとする。そうすると本件では、平成六年三月二十九日の契約時点で既に当事者間において担保権が現実には発生していると解される以上、平成九年六月に初めて通知がなされるに至った以上、権利設定の効力が生じた日から一五日が経過してからの対抗要件具備といえるから破産法七四条の否認対象となる、と判断した。

このような下級審の見解に従えば、平成一三年判決の事案のように予約時に確定日付ある通知・承諾を行うならば、予約時に譲渡担保権について対抗力が付与されうることになり、「第三者による対抗のリスク」を回避できるということになる。しかし、これらの見解は、先に見たように、予約型といえども実質は債権譲渡担保の設定であり、予約や停止条件は債権譲渡担保の本質には影響しないという理解を前提としている。この点について、一般的な指名債権譲渡の予約についての通知・承諾を扱っており、予約型の債権譲渡担保の性質論には全く触れていない平成一三年判決はこのような見解とは直接抵触しないといえる。しかし、先述したように直接の射程は及ばないにせよ、指名債権譲渡であれ、集合債権譲渡担保であれ、およそ「予約」という衣をまとう限りにおいて、「債権譲渡の予約契約において予約時に対第三者対抗要件を具備することはおよそ不可能である」という平成一三年判決の一般命題を推し及ぼすことは可能であるように思われる。<sup>23)</sup>

## (2) 対抗要件否認のリスク

では、予約型によって依然として「対抗要件否認のリスク」は回避することができるのか。この点についても平成一三年判決は何ら判断をなすものではない。とはいえ、「債権譲渡の予約契約において予約時に対第三者対抗要件を具備することはおよそ不可能である」という平成一三年判決の一般命題は、この問題についても一定の影響を与える。これは、対抗要件否認の一五日の起算点をどのように解するのかがという問題とかわる。

いわゆる「予約型」債権譲渡担保の対抗要件ならびに対抗要件否認に関する一試論

すなわち、「一五日の期間は、当事者間における権利移転の効果を生じた日から起算すべき」と判示した最高裁判昭和四八年四月六日判決にあくまで忠実に、権利移転の効果が発生した時点を起算点と解するのか、それとも、より厳格に対抗要件具備が可能となった時点と解するのかわりうる。(24)

一つのありうる考え方としては、対抗要件否認というのは、制度の趣旨からすると、対抗要件具備が可能であるにもかかわらずこれを怠ったことに対するサンクションであるというべきであり、(25)対抗要件否認の一五日の起算点については、「対抗要件具備が可能になった権利移転行為があった時点」から起算するという立場がありうる。(26)昭和四八年判決との整合性についても、「権利移転の効果を生じた日」というのは結局「対抗要件具備が可能となった日」に他ならないと解することで整合性を保つことも可能である。(27)近時の対抗要件否認を肯定する下級審判決も、予約型あるいは停止条件型の債権譲渡担保設定契約時に対抗要件具備が可能であることを前提として対抗要件否認を肯定している。

しかし、そうすると、平成一三年判決によると、予約型についてはおよそ予約時における対第三者対抗要件具備は不可能となったのであるから、これらの対抗要件否認を肯定する下級審判決の前提は大きく揺らぐこととなる。すなわち、予約時から一五日を起算することは許されないこととなり、結局、予約完結権を行使した日から起算することとなり、それと近接する形でなされた対抗要件具備についての否認はほとんど不可能となる。(28)

ただし、予約型に限って言えば、次にみる大阪地裁平成一三年一〇月二一日判決のように、予約契約後、譲渡予約債権が特定された後は、いつでも譲受人は予約完結権を行使し、対抗要件を備えることができるのであるから、信義則上債権譲渡の効果があつたものと同視できるという前提を承認するのであれば、平成一三年判決の論理によってもその前提は揺らぐことなく、債権特定時から一五日を起算することは可能となる。(29)

【事実関係】 昭和六三年七月二六日にXはYとの間でYのXに対する債務を担保するためにYが取引先に対して有するリース債権について債権譲渡予約契約を締結した。Yの事実上の親会社の信用不安が報道されたことを受けXは平成二年二月一九日に予約完結権を行使し、同月二〇日から二七日にかけて第三債務者に通知した。平成一三年一月一日にYに対する民事再生手続が開始した。民事再生手続における監督委員であるZがXの對抗要件具備を否認した。

【判旨】 大阪地裁は、「集合債権譲渡担保の方法として集合債権譲渡予約契約の形式が採られた場合であっても、一定の場合には對抗要件否認の対象となるものと解するのが相当である」とし、集合債権譲渡予約契約であっても、それが否認制度を潜脱する目的のものであれば、信義則上、集合債権譲渡契約または通常の債権譲渡契約と同視し、その効力の発生時点も予約時に譲渡債権が特定されている場合には予約時と解する。また、予約時に譲渡債権が特定されていない場合であっても、「予約締結後、譲渡予約債権が特定された時点では：債権譲渡の効力は未だ生じていないとしても、原告が譲渡予約債権を包括的に支配し、権利移転及び對抗要件具備を実現することがいつでも可能となる状態に至ったものと認められ、これは、否認制度との関係では：債権譲渡の効果が発生したのと信義則上同視することができるから、この時点で集合債権に対する民事再生法一九九条一項所定の「権利の移転」があったということが出来る」。よって、予約債権が特定された時点と起算として、それより一五日を経過した後にされた債権譲渡の對抗要件は否認の対象とした。

他方、あくまで、最高裁昭和四八年四月六日判決に忠実に、一五日の起算点を「権利移転の効果の発生した時点」と解したとしても、先述したように、「予約について確定日付ある通知・承諾しても対第三者對抗要件とはならない」とする平成一三年判決の判断の背景には、「予約時には未だ権利移転の効果は発生していない」という前提が存在すると考えるならば、この場合も、予約時から一五日を起算することは許されず、對抗要件否認は認められないことになろう。

このように平成一三年判決を前提とするならば、予約型の債権譲渡担保をめぐるリスクについては、当面は従来通り、「信用不安惹起のリスク」と「対抗要件否認のリスク」は回避可能であるが、「第三者による対抗のリスク」は甘受せざるを得ないということが言えそうである。

## 五 まとめ

これまで検討してきたように、平成一三年判決によって、予約型の債権譲渡においては、予約について通知・承諾をおこなったとしても予約時に対抗要件を具備することは不可能であることが明らかにされたといえる。しかし、この点は、予約型を用いる実務においても既に認識されていたリスクであるといえ、実務の予想を大きく超えるものではないのかも<sup>30)</sup>。むしろ、平成一三年判決によって、予約型と対抗要件否認の問題に大きな影響を与えられることが予想される。既に指摘したように、平成一三年判決を前提とすれば、予約型の債権譲渡担保によって対抗要件否認を免れることは依然として可能である<sup>31)</sup>。以上、最高裁平成一三年一月二七日判決を手がかりとして、いわゆる予約型の債権譲渡担保における対抗要件と対抗要件否認を巡る問題についていささか大胆な推論を試みた。この点に関する今後の最高裁の判断が待たれるところである。

## 追記

本稿は、二〇〇二年三月の静岡民事法研究会、並びに二〇〇二年五月の神戸大学民法判例研究会での報告に基づくものである。研究会の席上では諸先生方より多くのご教示を賜った。ここに記してお礼に代えたい。

注

(1) 民法四六七条の起草過程、及び判例・学説の変遷については、池田真朗『債権譲渡の研究(増補版)』(弘文堂、一九九七)八頁以下、同「民法四六七条・四六八条(指名債権の譲渡)」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅲ』(有斐閣、一九九八)所収一〇一頁以下を参照。民法以外に特別法として特定債権法による公告、債権譲渡特例法による債権譲渡登記が対第三者対抗要件として定められているが、本稿では紙幅の関係上、検討の対象を民法四六七条の対抗要件に限定したい。

(2) 池田真朗『債権譲渡法理の展開』(弘文堂、二〇〇一)一五一頁以下。

(3) 椿寿夫『集合債権担保の研究』(有斐閣、一九八九)二五一頁、河合伸一「第三債務者不特定の集合債権譲渡担保」[金法一一八六号五六頁以下]。

(4) 河合・前掲金法一一八六号五六頁以下。

(5) 梅本弘「集合債権担保に関する問題点」判タ五一〇号七一頁、宮廻美明「将来債権の包括的譲渡予約と否認権の行使」法時五五巻八号一一七頁。

(6) このような見解は「一五日の期間は、当事者間における権利移転の効果を生じた日から起算すべきものであつて、権利移転の原因たる行為がなされた日から一五日を経過したのちであつても、権利移転の日から一五日以内に、対抗要件を具備する行為がなされた場合には、右規定に基づいてこれを否認することはできない」と判示した最高裁昭和四八年四月六日判決(民集二七巻三号四八三頁)を根拠としている。ただし、昭和四八年判決の事案は、債権譲渡契約時には第三債務者は特定しておらず、実行時に譲受人が実行債権を選択するという内容の契約が問題となつたものである。それゆえ、一般的に予約型、停止条件型の債権譲渡担保についても先例となりうるかどうかは疑問の余地がある(田原睦夫「停止条件付集合債権譲渡担保と否認」金法一五二八号五頁)。

さらに予約型の有用性を認めるこれらの見解は、予約完結権の行使の意思表示自体も「破産者あるいはそれと同視しうる者」の行為ではないため破産法七二条の故意否認、危機否認によつて否認することはできないとする(宮廻・前掲法時五五巻八号一二三頁、梅本・前掲判タ五一〇号七五頁)。これに対し、椿・前掲書三二二頁以下は、たとえ七四条の対抗要件否認が否定された

いわゆる「予約型」債権譲渡担保の対抗要件ならびに対抗要件否認に関する一試論

としても、「予約完結の意思表示それ自体が破産法七二条(会社更生法七八条)所定の故意否認および危機否認の対象となる可能性」を指摘する。

- (7) 椿・前掲書二〇九頁以下参照。
- (8) 伊藤眞「債務者更生手続の研究」(西神田編集室、一九八四三八四頁注八一、同『破産法「全訂第三版補訂版」』(有斐閣、二〇〇一)三六一頁以下、霜島甲一「倒産法体系」(勁草書房、一九九〇)三三二頁以下、高地茂世「対抗要件の否認」判タ八三〇号一〇七頁、山本克己「判批」リマークス一九九五へ上「一六〇頁、長井秀典「停止条件付集合債権譲渡の対抗要件否認」判タ九六〇号三七頁、四三頁、同「停止条件付集合債権譲渡と否認」金判一〇六〇号一〇七頁、今中利昭・深堀知子「ゴルフ会員権譲渡担保と対抗要件否認」金判一〇六〇号一二六頁。長井判事はこの場合、予約時には担保権設定について一種の仮登記的対抗要件具備が可能であるとする。
- (9) 大阪地裁平成一〇年三月一八日判決(金判二〇四五号九頁)、大阪高裁平成一〇年七月三十一日判決(金判一〇五〇号三頁)、大阪高裁平成一〇年九月二日判決(金判一〇五〇号三頁)、大阪地裁平成一三年一〇月一日判決(金法二六四〇号三九頁)など。
- (10) 大阪地裁平成九年五月二八日判決(判タ九五七号三三〇頁)。評釈として石田剛「判批」判タ九六五号四二頁がある。
- (11) 大阪高裁平成九年一〇月二日判決(金判一二三八号一八頁)
- (12) いわゆる債務者のインフォメーションセンター理論については、池田・前掲『債権譲渡の研究(増補版)』一〇六頁以下を参照。
- (13) この点はすでに池田・前掲『債権譲渡法理の展開』二八〇頁、淺生重機「いわゆる集合債権の譲渡予約と目的債権の特定性」金法一六〇四号一九頁の指摘するところである。
- (14) ただし、平成一二年判決の事案自体は、对原告との対抗関係が問題となつたものではなく、本件譲渡予約が公序良俗に反しないという理由として、予約の完結があるまでは、第三者が目的債権を差し押さえることができる可能性を指摘したにとどまるものである。それゆえ、事案との関係ではこの点は傍論に属するものと思われる。
- (15) 事実、平成一三年判決の事案も実質的には担保目的の債権譲渡であつた。
- (16) 本判決については千葉恵美子「いわゆる流動型集合債権譲渡担保と対抗要件——最判平成13・11・22を契機として」ジュリ一二三三号七二頁が詳細に検討している。
- (17) 金判一二三八号四頁(無署名コメント)。この点に関して、千葉・前掲ジュリ一二三三号八二頁は、「最判平成13・11・22は、

予約型の集合債権譲渡の對抗要件についても、将来、判例変更の可能性があることを示唆しているのではないかと思われる」と述べる。

(18) 裁判実務においても、平成九年ころまでは、前掲昭和四八年判決に照らして否認はできないという見解が支配的であったとされる(長井秀典「停止条件付集合債権譲渡と否認」金判一〇六〇号一〇六頁)。

(19) 河合・前掲金法一一八六号七一頁。前述の最高裁平成二二年四月二二日判決も、予約完結権が行使されるまでは第三者の對抗を受ける可能性があることを前提としている。

(20) 注(8)の掲げる文献参照。

(21) 他方、同時期に出された東京地裁平成一〇年二月二四日判決(金判一〇七〇号四〇頁)は、債権譲渡予約は破産法七四条一項のいう「権利の移転」ではないとして對抗要件を認めていない。

(22) この一番である大阪地裁平成一〇年三月一八日判決(金判一〇四五号九頁)、およびこれとほとんど同一の当事者間で争われた大阪高裁平成一〇年九月二日判決(金判一〇五〇号三頁)もほぼ同じ理由で對抗要件否認を認めている。これらの判決の評釈としては、西尾信一銀法五五五号五八頁、上原敬銀法五五八号一四頁、石渡哲判評四八九号三四頁、松井智予ジュリ一一九七号八四頁、田頭章一リマークス一九号一四八頁がある。特に、上原、石渡評釈は明確に判旨に反対する。

(23) 前掲金判一一三八号四頁(無署名コメント)。ただし、そうすると「予約型」の債権譲渡担保を「担保」と称することに果たしてどれほどの意味があるのかが問題となる(角紀代恵「流動債権譲渡担保」法時七三卷一一号二七頁、佐久間毅「将来債権の譲渡」ジュリ一一一七号三六頁)。

(24) 松井・前掲ジュリ一一九七号八四頁以下はこの問題について詳細な検討を加える。

(25) 中野貞一郎他編『基本法コンメンタール 破産法』【第二版】(日本評論社、一九九七)一一九頁(池田辰夫執筆)、伊藤・前掲書三六〇頁注(一七三)。

(26) 谷口安平「倒産処理法」(筑摩書房、一九七六)二六三頁、竹澤京平「判批」判タ七〇六号三〇九頁、巻之内茂「債権非典型担保の実務上の問題点」『担保法理の現状と課題』別冊NBL三二号(一九九五)一七六頁。

(27) 桜井孝一「判批」判タ三〇六号八一頁。

(28) 小林明彦「将来債権譲渡をめぐる議論の成熟を望む」銀法六〇四号五頁も、平成一三年判決によって「予約の對抗要件が否定

いわゆる「予約型」債権譲渡担保の對抗要件ならびに對抗要件否認に関する一試論

されるのであれば、予約段階でできることはないのであるから、七四条否認の基礎を欠くことになりそうである」と述べる。ただし、場合によっては東京地裁平成一〇年七月三十一日判決(判タ九八四号二九七頁)のように、債権譲渡担保設定契約自体を故意否認・危機否認の準用によって否認するという手段も残されていよう。松井・前掲ジュリ一九七号八八頁も、予約型や停止条件型の債権譲渡担保には、破産法七四条よりも七二条の方がふさわしいことを示唆する。

(29) 前掲小林評釈も、大阪地裁平成一三年一〇月一日判決の重要性を同時に指摘する。しかし、そうはいつても、譲渡人が危機時期に至っていないにも拘わらず譲受人が予約完結権を行使するというのは実際には難しいであろう。

(30) 河合・前掲金法一一八六号七一頁。

(31) 千葉・前掲ジュリ一二二三号八二頁は、「最判平成13・11・22は、停止条件型の集合債権譲渡担保について、對抗要件否認を認める前記下級審判決の補強材料となることは明らかである」と述べる。

本稿脱稿後、古積健三郎「本件判批」法セ五七〇号一〇八頁、石田剛「本件判批」平成一三年度重要判例解説ジュリ一二二四号七八頁、池田真朗「本件判批」NBL七四一号六七頁、富越和厚「本件判批」ジュリ一二二八号二五八頁、大西武士「本件判批」判タ一〇九一号二六頁、田高寛貴「本件判批」判タ一〇九一号四四頁に接した。